

昭和五年朝鮮國勢調査

朝鮮總督府

添  
附  
物

REEL No. A-0578

0309

アジア歴史資料センター



朝鮮正平時韓國勢調査

○申告書記入心得	……………	五
○國勢調査員申告書検査手續	……………	七
○道府郡島面に於て之を調査材料を検査手續	……………	七
○昭和五年朝鮮國勢調査申告書様式	……………	八
○昭和五年朝鮮國勢調査申告書様式(續)	……………	一六
○國勢調査地方事務一覽表	……………	一六
○四年國勢調査及五年國勢調査一覽表	……………	一七
○附報に於ける國勢調査實施の經過	……………	一七
關 系 出 令	……………	一七
國勢調査の要旨	……………	一七

朝鮮に於ける國勢調査實施に就て  
 西澤啓祐博士の著する「朝鮮に於ける國勢調査實施に就て」は、夫れが未だ朝鮮に於て  
 國勢調査の實施がなされて居るに至らざるを以て、而して河野臨時國勢調査課長調査科  
 長西澤啓祐博士の著する「國勢調査實施規則」の發布の事、並に調査の進捗の  
 一國を以ての大事業として、國勢調査は我が朝鮮に於て内地其他の外地と同  
 様昭和五年四月一日午前零時を期して、齊に調査を開始せられたるなり、其の施行法令  
 は三月十五日朝鮮總督府令第八號及第九號を以て發布せられたる即ち此の法令  
 によつて本館長月朝日午前零時を期して朝鮮に現在居る者は、其の内鮮人たるは外國人  
 種族の別を以て男女老幼の執柄たるを問はず、山岳重疊せ難奥地の樵夫、漁夫、  
 津釜浦々の海上生活者に至る迄、一人も洩れなほ、調査するの必要を申告せしむ  
 等の必要は述べ述ぶる所の調査項目に就て、其の現在狀態の有りの儘を申告せしむ  
 ればならぬのである。今國勢調査實施の進捗の事、其の詳略は國勢調査課  
 の朝鮮に於ては、曩に大正四年海防國勢調査を實施し、應所々官民各位の非常な





的である。具體我國に於ける此の近世的意義の全國的國勢調査は何旧から初まつたかと云へば、それは明治三十五年十二月三日法律第四十九號を以て公布せられた。其の第三回は明治三十八年施行する旨定められたのが根源であつて、其の第四回は明治三十九年施行する旨定められたが、日露戰役の爲に遂に施行する事が出来なかつたので、已を得ず同三十八年五月十五日法律第十三號を以て第五回國勢調査を行ふべき時期は勅令を以て定め、遂に改正せられた。其の後大正七年に至り大漸く大正九年十月三日午前零時現在に依り第六回の國勢調査を施行する事となつた。此の第六回國勢調査は當然朝鮮に對して施行せらるべきであつたが、當時の朝鮮の事情は調査に幾多の困難を伴ふことを豫想されたの爲に遂に遺憾ながら朝鮮では此の第六回國勢調査から除外せられたのであつた。大正十一年に至り政府は更に法律を改正し、大正十一年毎に一回調査する中間に於て五年毎に簡易な國勢調査を施行する旨を定め、其の朝鮮に於ても大正十四年十月三日午前零時現在に依り、始めて内地其他の外地同様簡易なる國勢調査を行つたが、大規模

な本調査を施行せる場所のは本年が初めである。而して此のことは昨年の朝鮮博覽會開催と相俟つて極端に意義深いことと言はねばならぬ。そこで一言、大正十四年に行つた簡易國勢調査と本年行つた本調査との差異に就て述べれば、(一)前回の調査項目は五項目を過ぎなかつたが、今回の調査項目は九項目である。(二)今回の調査は原則として調査員が調査事項を記入し、それが今回の調査員が代筆する。調査員は出陣の直前に記述する。記述し得ないときは初め調査員が代筆する。調査員は出陣の直前に記述する。記述し得ないときは初め調査員が代筆する。(三)調査員は出陣の直前に記述する。記述し得ないときは初め調査員が代筆する。(四)調査員は出陣の直前に記述する。記述し得ないときは初め調査員が代筆する。(五)調査員は出陣の直前に記述する。記述し得ないときは初め調査員が代筆する。

将たいた思ひ書き申書了す此の第三回の國勢調査の美果を察せ得るや對面する  
 國人聞入の二三の調査の時期を發了せざるや或は東洋に關し了すを以  
 前調査の時期は國々によつて多少異なるが歐我國に於ては前に述べた如く本年十月  
 廿日午前零時である。十月は近年の内最も人の移動の少ない時節であり又午  
 前零時は人の最も安靜状態にある時刻であるが故に此の時刻を適當として定め  
 られたものである。第三回國勢調査當時のことであるが十月二日午前零時現在の  
 調査に際しては云々の通り東京の市中に於ては既に午後十時中夜に調査員が来るの  
 を待つて居たと云ふ話も傳へたが午前零時の真夜中に各家庭に調査員が出掛け  
 るのは必ず調査員は夜が明け午前八時迄に申告書を各原に蒐集せられたので  
 あるが同記事項は計田午前零時を云ふ瞬間に其の世帯に居る人の有りの  
 儘の申告書に記入し置きて置くべきと云ふ旨の話を傳へた。並に調査員は五  
 軒會開前四軒何れを調査し申告するかを言はせざるや此の旨を傳へた。並に  
 國勢調査は各人の世帯に於ける有りの儘の現居の場所を以て調査するの

- てある或は其の各人宛に主支調査員が世帯の管理責任者である國籍調査申書
- (一) 氏名又は姓名 職業 家族 番頭 (付録) 及び 戸籍了了書 及び 寄附金の金
  - (二) 其の世帯に於ける地位 長男は若くは男主人の地位 若くは長男の地位 若くは長男の地位
  - (三) 男女の別 世帯主の主人の世帯主であるか否か 一主人 一書と願ふ 妻
  - (四) 出生の年月日 出生の地 出生の理由 出生の場所 出生の時期 出生の時期
  - (五) 配偶の關係 世帯主の配偶者の姓名 出生の地 出生の時期 出生の時期
  - (六) 職業 世帯主の職業 世帯主の職業 世帯主の職業 世帯主の職業
  - (七) 出生の地 出生の地 出生の地 出生の地 出生の地 出生の地
  - (八) 世帯主の國籍 世帯主の國籍 世帯主の國籍 世帯主の國籍 世帯主の國籍
  - (九) 世帯主の世帯の程度 世帯主の世帯の程度 世帯主の世帯の程度 世帯主の世帯の程度
- 以上各項目順に調査するの順序は左記の如くであるが世帯主の世帯の程度は左記の如くである
- 此の項目の記述は其の要綱を述べた後述するに依りて詳細に説明する積りである
- (六) 茲には單に其の要綱を述べた後述するに依りて詳細に説明する積りである

(一) 氏名又は姓名の要氏名又は姓名とは之を平易に云へば其の人の姓と名である  
假令内地人の場合は大山太郎朝鮮人の場合は李重和と云ふときは大山及李  
氏は氏で太郎及重和は名であること云ふまでもない、又生れたばかりで未だ名  
を付けない者は「名ツケズ」と書く。

(二) 世帯は於て地位 本令に於て世帯とは住居及家計を共にする者を云ひ、  
此の住居及家計を共にする普通一般の家庭を普通世帯と云ひ、寄宿舍、病院、  
旅店又は下宿屋などの如く住居を共にするも家計を共にしない者の集合する場  
屋又は船舶の如きを準世帯と云ふのである。世帯に於ける地位とは此の世帯の  
甲でどう云ふ立場にあるかと云ふこと、換言すれば世帯主との續柄を書くので  
あつて即ち普通世帯では主人は世帯主であるから「主人」と書き祖父、妻、  
長男は依然祖父の妻の長男と書き、雇人に對しては家事雇人(子守、乳母、下  
男、下女等)此は職業雇人(番頭、仲居等)とに區別して書く、又寄宿舍の舎  
長、病院の院長、旅館主又は船長などは準世帯の管理者であつて、同時に申告

(八) 義務者である其の他の者即ち寄宿生、患者、旅客、船客等は準世帯を構成す  
るものではない。又申告義務者ではない。  
(三) 舊男女の別は男女の別は男は男、女は女と書く、男は男、女は女と分りきつたことであ  
る。間接的世帯は世帯主と書く、世帯主は世帯主と書く、世帯主は世帯主と書く、世帯主は世帯主と書く。  
(四) 出生の年月日と出生の年月日を調べるのは正確な年齢を知る爲であるが  
以世間には戸籍面と實際との年齢が違ふ場合が往々ある。此の場合には實際の出生  
の年月日を書くのである。所判然分らぬ場合は如何年月日又は「凡何歳」と書く  
のである。未判明の場合は「不明」と書く。  
(五) 業配偶の關係は配偶の關係とは以て不成立である、配偶とは「有」の關係を云ふの  
である。未婚の爲は無婚のか、未婚に配偶者はあつたが死別したる死別、離別  
したるが、離別、最初結婚した配偶者であると一度死別又は離別したが再び配  
偶者を得たものとの間は「有」に角現在配偶者があるか「有」「夫々有りの儘」書  
くのである。此の配偶の關係とは戸籍上の謂ふべき事實上の配偶即ち誰が見て





船(四)刑務所及留置場に就ては、亦特別の関係があるから、普通の調査員によらば特殊の機關に依頼して調査することになつてゐる。行動中の列車に就ても北行して國境を通過のものは調査員が關釜連絡船も南行するものに就ては調査することになつてゐる。これを殆ど漏れなく朝鮮の現在人口は調査されることと思つてゐる。

五、特別調査

「第六」國勢調査に對する正確なる觀念の普及の爲め、調査當日に於ける移動の防止日、國境を出入する以上は國勢調査事業の尺綱を述べたのであるが、此の事業の成果如何は朝鮮に於ける行政諸般の施設經營の將來に重大な關係を有するものであるから朝鮮に居る日本人は國勢調査に對し、正確なる觀念を保持せられて本事業遂行上遺憾なき様援助を望むべきことを希望する。又本事業施行に際しては關係官公署の職員の外に、萬千人の國勢調査員を任命するに當るのであるが、且此の國勢調査員とされた方々は、獻身的に此の大事業の爲に御盡力あらんことを希望する。又

本調査は前に述べた如く、九月三十日夜半から十月二日午前零時に移る瞬間に於ける各人靜止の状態を描写するものであるから、當日は各官公署は勿論民間と雖此の各人の常住に著しき移動を來す様な催し或は行動は出來得る限り避けて貰つて、眞に官民協力一致を以て此の調査事業の完成を圖つて貰ひたい事を特に希望して已まないものである。尙本調査を故意に妨害したり虚偽の申告をしたり秘密を漏洩したり等する者に對しては罰則があるが、夫等のことは萬々なきことを希望し且つ信するが故に茲に説明を省くこととする。



六、八、  
○國勢調査ニ關スル法律 (明治三十五年十二月二日) 改 (明治三十八年第一三號)  
法律第四十九號 正 (大正二年第五一號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國勢調査ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
第一條 國勢調査ハ各々十箇年毎ニ一回帝國版圖内ニ施行ス

前項ノ規定ニ依ル調査後五年ニ該ル年ニ於テ簡易ナル國勢調査ヲ施行ス

第二條 出國勢調査ノ範圍、方法及經費ノ國庫ト地方分擔トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 第一回國勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○國勢調査施行令 (抄) (大正七年九月二十六日) 勅令第三百五十八號

朕國勢調査施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
第一條 國勢調査施行令ニ依リテ之ヲ行フ

第二條 第一回國勢調査ハ大正九年十月三日午前零時ノ現在ニ依リテ之ヲ行フ

○附屬正平國勢調査施行令 (抄) (大正七年九月二十六日) 勅令第三百五十九號

昭和五年國勢調査施行令(抄) (昭和四年十二月二十六日 勅令第三百九十六號)

除昭和五年國勢調査施行令ヲ裁可シ茲之ヲ公布セシム

昭和五年國勢調査施行令

第一條 昭和五年國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ帝國版圖内ニ現在スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス

一 氏名

二 世帯ニ於テノ地位

三 男女ノ別

四 出生年月日

五 配偶ノ關係

六 職業

七 所屬ノ産業

八 失業者

九 從業ノ場所

計出地

一 國民籍又ハ國籍

二 前住居ノ室數

三 前住居ノ時期

四 前住居ノ時期

五 前住居ノ時期

六 前住居ノ時期

七 前住居ノ時期

八 前住居ノ時期

九 前住居ノ時期

十 前住居ノ時期

十一 前住居ノ時期

十二 前住居ノ時期

十三 前住居ノ時期

十四 前住居ノ時期

十五 前住居ノ時期

十六 前住居ノ時期

十七 前住居ノ時期

十八 前住居ノ時期

十九 前住居ノ時期

二十 前住居ノ時期

二十一 前住居ノ時期

二十二 前住居ノ時期

二十三 前住居ノ時期

二十四 前住居ノ時期

二十五 前住居ノ時期

二十六 前住居ノ時期

二十七 前住居ノ時期

二十八 前住居ノ時期

二十九 前住居ノ時期

三十 前住居ノ時期

三十一 前住居ノ時期

三十二 前住居ノ時期

第四條

第三十六條 朝鮮臺灣及樺太ニ於テ本國勢調査ノ執行ニ關シテ本第四條乃至第十九條ノ規定ヲ適用スルニ依リテ本國勢調査總督府總督及樺太廳長官ニ於テ内閣總理大臣ノ承認ヲ得テ別ニ其ノ手續ヲ定メ其ノ事

第二節 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

昭和五十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第一條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第二條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第三條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第四條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第五條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第六條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第七條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第八條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第九條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第十條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第十一條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第十二條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第十三條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第十四條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第十五條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第十六條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第十七條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第十八條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第十九條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則

第二十條 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則 昭和三十五年朝鮮國勢調査施行規則





軍用紙ノ配付 國勢調査申告書ヲ第集其因他之三件ヲ諸般ノ事務ヲ執行ス内ニ於テハ國勢調査申告書  
第十九條 國勢調査員各世帯ニ就キ前條ノ職務ヲ執行スル期間ニ昭和五年九月二十一日ヨリ同年十月  
五日迄計六日ヲ蒐集シタテ國勢調査申告書ヲ記載事項ニ關シ質問ヲ要スル場合ハ此ノ限リニ在ラズ  
第二十條 國勢調査申告書及附屬書類ハ道知事ノ定メタル期限迄ニ面長ハ郡守又ハ島司ニ、府尹郡守  
及島司ハ道知事ニ提出シ道知事ハ朝鮮總督ノ定メタル期限迄ニ之ヲ朝鮮總督ニ提出スルニ因テ國勢調査  
第三十條 天災事變ハ爲國勢調査員第十九條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能  
ハズ其ノ時ハ道知事ハ直ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ此ノ場合ニ於テハ道知事ハ朝鮮總督ノ認  
定可ク經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又ハ其ノ期間ヲ延長ス  
道知事別ニ期間ヲ定メ又ハ期間ヲ延長シタルトキハ之ヲ告示ス  
第三十三條 左記掲グル場所ニ於ケル調査ノ手續ハ別ニ之ヲ定ム  
一 王公族公殿邸  
二 外國ノ軍艦  
三 陸海軍ノ部隊及艦船  
四 刑務所及留置場  
第三十二條 國勢調査申告書ハ統計上ノ目的ニテ使用シ如何ナル場合ト雖之ヲ公表スルコト得ズ

第二十四條 國勢調査ノ事務ニ從事シタル者其ノ職務執行中知得シタル個人ニ關スル事項ヲ故ナク  
其他ニ漏洩スルコトヲ禁ズ  
第三十五條 國勢調査ニ際シ調査ヲ忌避シ申告ヲ拒ミ又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ三十四  
以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメ又ハ不實ノ申告ヲ爲サシ  
メタル者亦同ジ  
第三十六條 國勢調査ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒテ國勢調査ノ妨ヲ爲スル者ハ百圓以下罰金ニ處テ  
第三十七條 第三十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十四以下ノ罰金又ハ科料ニ處テ之ヲ懲罰ス  
第三十八條 本令施行ニ爲道府郡島ニ於テ要スル經費ノ中國庫ハ十八萬八千五百四十圓ヲ限リ之ヲ道ニ  
交付ス  
前項ノ規定ニ依リ交付スル金額天割合ハ別ニ之ヲ定ム  
第三十九條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十一條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十二條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十三條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十四條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十五條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十六條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十七條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十八條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十九條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十一條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十二條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十三條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十四條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十五條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十六條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十七條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十八條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十九條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第六十條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第六十一條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第六十二條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第六十三條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第六十四條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第六十五條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第六十六條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第六十七條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第六十八條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第六十九條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第七十條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第七十一條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第七十二條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第七十三條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第七十四條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第七十五條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第七十六條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第七十七條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第七十八條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第七十九條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十一條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十二條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十三條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十四條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十五條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十六條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十七條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十八條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十九條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第九十條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第九十一條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第九十二條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第九十三條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第九十四條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第九十五條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第九十六條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第九十七條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第九十八條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第九十九條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム  
第一百條 本令施行ニ關シテ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム





昭和五年朝鮮國勢調査施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第十二條第一項ノ規定ニ依リ水面ノ調査ヲ  
管轄スル道知事國勢調査申告書ノ蒐集ヲ完了シタルトキ亦同ジノ規定ニ依リ水面ノ調査ヲ  
第八條ニ道知事ハ府尹、郡守又ハ島司ヨリ提出シタル調査書類ヲ檢査シ府郡島要計表(附錄様式第二、  
第三)及特別水面要計表(附錄様式第四)ニ依リ道要計表(附錄様式第一)ヲ作成シ道要計表ハ府  
郡島要計表及特別水面要計表ハ昭和五年十一月三十日迄ニ、其ノ他ノ調査書類ハ同年十二月十日迄  
ニ之ヲ朝鮮總督ニ提出スルニシテ、其ノ他ノ調査書類ハ附屬ノ規定ニ依リ提出スルニシテ、  
第九條 規則第三十二條ノ規定ニ依リ報告ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スルニシテ、  
第十條 規則第三十三條ノ規定ニ依リ報告ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スルニシテ、  
第十一條 規則第三十四條ノ規定ニ依リ報告ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スルニシテ、  
第十二條 規則第三十五條ノ規定ニ依リ報告ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スルニシテ、  
第十三條 規則第三十六條ノ規定ニ依リ報告ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スルニシテ、

交付シ面所要ノ分ニ郡守又ハ島司ヨリ更ニ面長ニ交付スルニシテ、  
第十四條 郡守又ハ島司ヨリ更ニ面長ヨリ第三十二條ノ報告ヲ受ケタルトキハ面毎ニ直ニ其ノ旨ヲ道知事ニ  
報告スルニシテ、  
第十五條 郡守又ハ島司ヨリ更ニ面長ヨリ提出シタル調査書類ヲ檢査シ面要計表(附錄様式第三)ニ依リ郡島  
要計表ヲ作成シ調査書類ト共ニ道知事ニ送付スルノ期限ニ之ヲ道知事ニ進達スベシ  
第十六條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第十七條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第十八條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第十九條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第二十條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第二十一條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第二十二條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第二十三條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第二十四條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第二十五條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第二十六條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第二十七條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第二十八條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第二十九條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第三十條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第三十一條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第三十二條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第三十三條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第三十四條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第三十五條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第三十六條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第三十七條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第三十八條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第三十九條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、  
第四十條 天災事變以爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルニシテ、

五 準備調査員、簡章、

六 申告書用紙交付

七 調査事務の指導監督、申告書及照査表の検査

八 府面要計表の作成、申告書及照査表の整理並に以上ノ書類ノ提出

第十九條以上ノ附帶事務關ニハ、前章ノ規定ハ、適用スルベシ

第十八條 府尹又ハ府面長ハ府面以職員中ヨリ國勢調査事務ノ従事員ヲ命ジ國勢調査ノ事務ヲ處理セシムルベシ

府尹又ハ府面長ハ前項ノ従事員中ヨリ主務者一名ヲ命ズベシ

第十九條 府尹又ハ府面長ハ適當ノ方法ニ依リ管内ニ國勢調査ノ趣旨ノ普及ヲ圖ルベシ

第三十條 調査事務ニ要スル印刷物ハ國勢調査員辭令及徽章ハ府尹ニ在リテ、道路知事ヨリ府尹ニ、面長ヨリ府尹又ハ島司ヨリ面長ニ之ヲ交付スルベシ

前項ノ交付ヲ受ケタルハ、府尹又ハ府面長ハ指定ノ期日迄ニ之ヲ國勢調査員ニ交付シ、配付簿ニ其ノ種類及數量ヲ記入シ受領者ノ印ヲ附シテ授受ノ證ト爲スベシ

第三十條 府尹又ハ府面長ハ府面ノ國勢調査申告書ヲ蒐集ヲ完了シタル時、ハ府尹ハ道路知事、府面長ハ島司又ハ島司ニ直シ、其ノ旨ヲ報告スルベシ

第三十條 天災事變ノ爲規則第十九條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハズ、或ハ其ノ旨ヲ府尹ハ道路知事、府面長ハ島司ニ報告スルベシ

第二十三條 府尹又ハ府面長ハ左ノ各號ニ依リ管内ヲ分割シテ調査區ヲ設定シ、昭和五年六月十日迄ニ通知事ヲ認可ヲ申請スルベシ

第一 調査區ハ、一日中ニ區内ニ於ケル各世帯ノ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ルヲ程度トシ、大要一箇調査區ハ、八十世帯ヲ標準トスルモ、人家稠密ナル地域ニ在リテハ、最高百五十世帯ノ程度ニ分割シ、其ノ稀薄ナル地域ニ在リテハ、最低五十世帯以下ニ分割スル等、適宜設定スルコト但シ水面ハ其ノ狀況ニ依リ右ノ標準世帯數ニ拘ラズ、船舶數ニ應ジ陸地ト分離シテ適宜調査區ヲ設定スルコト得ニ、而

第二 二十調査區ハ、成及ベク、町、里等地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ、之ニ依リ難キ者ハ、山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、橋壁、鐵道、電信電話線等ヲ以テ境界ト爲スコトヲ指示スル

第三 寄宿舍、病院、旅館、下宿屋等多數ノ人員集合住居スル官公私ノ場屋ハ、其ノ人員ニ應ジテ調査區ヲ設定スルベシ

第四 特別ノ事情ニ依リ分割セザルニ便トシ、或場合ニ於テ、一面ニ以テ調査區ヲ爲スルニ困難アリ、第三十四條ハ、府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十四條 府尹又ハ府面長調査區ヲ設定スルニハ、其ノ府面ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏

第三十五條 調査區設定に認可申請書は調査區の番號、區域の世帯概數及人口概數ヲ記シ調査區ニ  
分割シテ水面略圖ヲ添附スベシ

調査區番號ハ府面毎ニ三號ヲ以テシテ人員組合計當ノ官公署ノ里ノ其ノ人員ニ關シテ調査  
區内ノ世帯ノ總數ヲ以テシテ人員組合計當ノ官公署ノ里ノ其ノ人員ニ關シテ調査

第二十六條 府尹又ハ面長ハ調査區内ノ事情ニ通ジテ公務員ハ公共團體ノ職員其ノ他國勢調査員ト  
シテ適當ナル下認事者ヲ選定シ其ノ姓名又ハ姓名及職業ノ住所及年齢ヲ具シ府尹ハ通知事ニ、面  
長ハ郡守又ハ島司ヲ繼テ通知事ニ内申スベシ

前項ノ規定ニ依リ選定スル人員數ハ管内ノ調査區ニ於ケル調査ヲ擔當スル人員數ニ關シテ其ノ  
割合ヲ加テテ人員數ニ二日中府内ニ於テ其ノ世帯數及世帯主ノ姓名ヲ調査員ニ對シテ大體一  
般事ノ詳細ヲ申第ニ節ニ調査區擔當者ノ指定

第三十七條 特出調査區ハ調査員二人ハ國勢調査員之ヲ擔當スル事トス但シ水面又調査員其ノ他特別  
事情アル場合ニ於テ三人以上ハ國勢調査員ヲシテ二調査區ノ調査ヲ擔當セシムルコトヲ得

第三十八條 國勢調査員ノ任命アルニ付府尹又ハ面長ハ各國勢調査員ノ擔當調査區ヲ定メ辭令  
及徽章ニ照査表ヲ添ヘ昭和五年八月三十日迄迄之際本人ニ交付スベシ但シ調査區ヲ擔當セシムル  
豫備員ヲ除ク

第三十九條 國勢調査員ニ交付スル豫備員ノ姓名ヲ通知スルニ付、調査員ハ豫備員ノ姓名及職務  
但シ道府郡高面名、調査區番號、調査區域、國勢調査員氏名又ハ姓名ヲ記入シ府面名ノ下ニ其ノ印ヲ  
押捺スベシ

第三十條 國勢調査員疾病其ノ他已ニ得ザル事故ヲ爲調査區從事シ難キ時、府尹又ハ面長ハ直ニ  
豫備員ヲ形勢之ニ代リシテ其ノ旨ヲ告示スベシ

前項ノ場合ニ於テハ府尹又ハ面長ハ照査表其ノ他一切ノ印刷物及書類等回收シ國勢調査員ノ氏名又  
ハ姓名等書換ハ新擔當國勢調査員ニ之ヲ交付スベシ

第四十條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ノ訓練、如部員指導等ノ事項ニ關シテ豫備員ノ姓名及職務  
第三十一條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ヲ擔當調査區ヲ指定シ、後速ニ國勢調査員ヲ招集シ國勢調  
査員必携一部及照査表用紙、申告書用紙各二枚ヲ交付シ且國勢調査員ノ心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第三十二條 府尹又ハ面長ハ適當ノ時期ニ於テ國勢調査員ヲ招集シ調査事務ヲ行合又ハ協議ヲ爲スル  
事ニ關シ、豫備員ノ姓名及職務等ノ事項ニ關シテ、府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第三十三條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ノ職務上ノ參考ニ爲ル地形地圖其ノ他以テ種類ノ國勢調査員ニ  
示スベシ

第三十四條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第三十五條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第三十六條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第三十七條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第三十八條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第三十九條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第四十條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第四十一條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第四十二條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第四十三條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第四十四條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、

第四十五條 府尹又ハ面長ハ國勢調査員ニ對シテ、







府尹又ハ面長其ノ有スル豫備數交付總數ノ百分ノ三ヲ下リタルトキハ之ガ補給ヲ府尹ハ道知事ニ、  
第四十六條 府尹又ハ面長其ノ有スル豫備數交付總數ノ百分ノ三ヲ下リタルトキハ之ガ補給ヲ府尹ハ道知事ニ、  
第四十七條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第四十八條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

第四十九條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第五十條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

第五十一條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第五十二條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

第五十三條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第五十四條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

第五十五條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第五十六條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

第五十七條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第五十八條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

第五十九條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第六十條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

第六十一條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第六十二條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

第六十三條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第六十四條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

第六十五條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第六十六條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

第六十七條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡  
第六十八條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ府尹又ハ面長ハ指定ノ箇所ニ調査區番號及道府郡

區番號、申告書ノ通數及世帯人員ヲ記入シテ申告書ノ通數及世帯人員ノ各合計ヲ算出記入スルモ  
 以下ノ但シ用紙ニ枚以上ヲ用ヒテ算出スルモ一枚毎ニ小計ヲ算出シ最終ノ用紙ニ合計ノ記入シ且用紙指定  
 ノ箇所ニ順次其ノ枚數及號數ヲ記入スルシテ出

前項ノ場合ニ於テ照査表ニ依リ記入シタル數字ニ必要照査表ト對照シ且小計及合計ハ更ニ檢算スベ  
 シ

第四十九條 府尹又ハ面長前條ノ手續ヲ終リタルトキハ府面要計表指定ノ箇所ニ日附ヲ記入シ記名捺  
 印スルモ但シ用紙ニ枚以上ヲ用ヒタルトキハ最終ノ用紙ニ日附ヲ記入シ記名捺印スルコト

第五十條 府尹又ハ面長府面要計表ノ作成ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲スルコトニ依リ  
 一 各調査區ノ申告書ヲ照査表ニ對照シ通數及枚數ヲ檢査シ申告書通シ番號順ニ重ネ一調査區毎ニ  
 一冊ニ括入スルモ但シ國勢調査員ノ淨寫シタル申告書ノ括入ノ淨寫ノ分ヲ括入シ淨寫濟原書  
 並ニ之ヲ除キ置クベシ

第五十一條 各調査區ノ申告書括入府面要計表ニ對照シ調査區番號順ニ重ネ府面全部ヲ括入スルモ但シ  
 面長府面要計表指定ノ箇所ニ難キ場合ハ便宜分割シ一何府面何括ノ内第何號ト記入セル札ヲ附スベシ

第五十二條 府面要計表指定ノ箇所ニ申告書ノ括入スルモ但シ調査員ノ淨寫シタル申告書ノ括入スルモ但シ  
 第四十九條ノ照査表ヲ調査區番號順ニ重ネ府面要計表一通ヲ添ヘ一綴トスルコト

五 照査表寫シ調査區番號順ニ重ネ府面要計表シ他ノ三通ヲ添ヘ一綴トスルコト

第五十三條 府尹又ハ面長ハ申告書括入府面要計表照査表綴ヲ取纏メ通知事ノ定メタル期限迄ニシテ  
 府尹ハ通知事ノ面長ハ郡守又ハ島司ニ提出スベシ

前條第五號ノ府面要計表照査表寫綴及同條第一號但書ノ淨寫濟原書ハ次回國勢調査ノ時期迄府尹又  
 ハ面長之ヲ保存スベシ

第五十二條 府尹又ハ面長ハ進達調査書類ノ紛失毀損ヲ防グ爲メ其ノ發送ニ際シ特ニ包裝及遞送方法ノ  
 完全ヲ期スベシ

第五十三條 府尹又ハ面長ハ調査書類提出後ト雖該書類ノ記入事項ニ關シ監督官廳ヨリ照會アリタル  
 トキハ保存書類ニ依リ又ハ國勢調査員タリシ者ニ質シ若ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ

調査區番號	調査區名	調査員名	調査日	調査結果	備考
1	東京府	田中	1910	...	...
2	東京府	山田	1910	...	...
3	東京府	佐藤	1910	...	...
4	東京府	鈴木	1910	...	...
5	東京府	高橋	1910	...	...
6	東京府	渡辺	1910	...	...
7	東京府	伊藤	1910	...	...
8	東京府	清水	1910	...	...
9	東京府	石川	1910	...	...
10	東京府	山口	1910	...	...
11	東京府	田村	1910	...	...
12	東京府	山本	1910	...	...
13	東京府	佐々木	1910	...	...
14	東京府	松本	1910	...	...
15	東京府	小林	1910	...	...
16	東京府	高木	1910	...	...
17	東京府	斎藤	1910	...	...
18	東京府	坂本	1910	...	...
19	東京府	田中	1910	...	...
20	東京府	山田	1910	...	...
21	東京府	佐藤	1910	...	...
22	東京府	鈴木	1910	...	...
23	東京府	高橋	1910	...	...
24	東京府	渡辺	1910	...	...
25	東京府	伊藤	1910	...	...
26	東京府	清水	1910	...	...
27	東京府	石川	1910	...	...
28	東京府	山口	1910	...	...
29	東京府	田村	1910	...	...
30	東京府	山本	1910	...	...
31	東京府	佐々木	1910	...	...
32	東京府	松本	1910	...	...
33	東京府	小林	1910	...	...
34	東京府	高木	1910	...	...
35	東京府	斎藤	1910	...	...
36	東京府	坂本	1910	...	...
37	東京府	田中	1910	...	...
38	東京府	山田	1910	...	...
39	東京府	佐藤	1910	...	...
40	東京府	鈴木	1910	...	...
41	東京府	高橋	1910	...	...
42	東京府	渡辺	1910	...	...
43	東京府	伊藤	1910	...	...
44	東京府	清水	1910	...	...
45	東京府	石川	1910	...	...
46	東京府	山口	1910	...	...
47	東京府	田村	1910	...	...
48	東京府	山本	1910	...	...
49	東京府	佐々木	1910	...	...
50	東京府	松本	1910	...	...
51	東京府	小林	1910	...	...
52	東京府	高木	1910	...	...
53	東京府	斎藤	1910	...	...
54	東京府	坂本	1910	...	...
55	東京府	田中	1910	...	...
56	東京府	山田	1910	...	...
57	東京府	佐藤	1910	...	...
58	東京府	鈴木	1910	...	...
59	東京府	高橋	1910	...	...
60	東京府	渡辺	1910	...	...
61	東京府	伊藤	1910	...	...
62	東京府	清水	1910	...	...
63	東京府	石川	1910	...	...
64	東京府	山口	1910	...	...
65	東京府	田村	1910	...	...
66	東京府	山本	1910	...	...
67	東京府	佐々木	1910	...	...
68	東京府	松本	1910	...	...
69	東京府	小林	1910	...	...
70	東京府	高木	1910	...	...
71	東京府	斎藤	1910	...	...
72	東京府	坂本	1910	...	...
73	東京府	田中	1910	...	...
74	東京府	山田	1910	...	...
75	東京府	佐藤	1910	...	...
76	東京府	鈴木	1910	...	...
77	東京府	高橋	1910	...	...
78	東京府	渡辺	1910	...	...
79	東京府	伊藤	1910	...	...
80	東京府	清水	1910	...	...
81	東京府	石川	1910	...	...
82	東京府	山口	1910	...	...
83	東京府	田村	1910	...	...
84	東京府	山本	1910	...	...
85	東京府	佐々木	1910	...	...
86	東京府	松本	1910	...	...
87	東京府	小林	1910	...	...
88	東京府	高木	1910	...	...
89	東京府	斎藤	1910	...	...
90	東京府	坂本	1910	...	...
91	東京府	田中	1910	...	...
92	東京府	山田	1910	...	...
93	東京府	佐藤	1910	...	...
94	東京府	鈴木	1910	...	...
95	東京府	高橋	1910	...	...
96	東京府	渡辺	1910	...	...
97	東京府	伊藤	1910	...	...
98	東京府	清水	1910	...	...
99	東京府	石川	1910	...	...
100	東京府	山口	1910	...	...

三六 (別添式第一)

道要計表

道名	道庁所在地	世帯		人口	
		世帯数	人口	世帯数	人口
北海道	札幌市	1,000	10,000	1,000	10,000
東北道	仙台市	1,200	12,000	1,200	12,000
関東道	東京市	1,500	15,000	1,500	15,000
中部道	名古屋市	1,300	13,000	1,300	13,000
近畿道	大阪市	1,400	14,000	1,400	14,000
中国道	京都市	1,100	11,000	1,100	11,000
四国道	高松市	1,000	10,000	1,000	10,000
九州道	福岡市	1,200	12,000	1,200	12,000
合計		10,000	100,000	10,000	100,000

本表は、昭和二十一年一月一日現在の道要計表を示す。人口は、世帯別人口を基として算出されたものである。道庁所在地は、各道の庁舎所在地を示す。人口は、世帯数に平均世帯人数を乗じて算出されたものである。平均世帯人数は、各道の人口を世帯数で割って算出されたものである。平均世帯人数は、各道の人口を世帯数で割って算出されたものである。平均世帯人数は、各道の人口を世帯数で割って算出されたものである。

(別添式第二)

道要計表

道名	道庁所在地	世帯		人口	
		世帯数	人口	世帯数	人口
北海道	札幌市	1,000	10,000	1,000	10,000
東北道	仙台市	1,200	12,000	1,200	12,000
関東道	東京市	1,500	15,000	1,500	15,000
中部道	名古屋市	1,300	13,000	1,300	13,000
近畿道	大阪市	1,400	14,000	1,400	14,000
中国道	京都市	1,100	11,000	1,100	11,000
四国道	高松市	1,000	10,000	1,000	10,000
九州道	福岡市	1,200	12,000	1,200	12,000
合計		10,000	100,000	10,000	100,000

本表は、昭和二十一年一月一日現在の道要計表を示す。人口は、世帯別人口を基として算出されたものである。道庁所在地は、各道の庁舎所在地を示す。人口は、世帯数に平均世帯人数を乗じて算出されたものである。平均世帯人数は、各道の人口を世帯数で割って算出されたものである。平均世帯人数は、各道の人口を世帯数で割って算出されたものである。

(別添式第三)

道要計表

道名	道庁所在地	世帯		人口	
		世帯数	人口	世帯数	人口
北海道	札幌市	1,000	10,000	1,000	10,000
東北道	仙台市	1,200	12,000	1,200	12,000
関東道	東京市	1,500	15,000	1,500	15,000
中部道	名古屋市	1,300	13,000	1,300	13,000
近畿道	大阪市	1,400	14,000	1,400	14,000
中国道	京都市	1,100	11,000	1,100	11,000
四国道	高松市	1,000	10,000	1,000	10,000
九州道	福岡市	1,200	12,000	1,200	12,000
合計		10,000	100,000	10,000	100,000

本表は、昭和二十一年一月一日現在の道要計表を示す。人口は、世帯別人口を基として算出されたものである。道庁所在地は、各道の庁舎所在地を示す。人口は、世帯数に平均世帯人数を乗じて算出されたものである。平均世帯人数は、各道の人口を世帯数で割って算出されたものである。平均世帯人数は、各道の人口を世帯数で割って算出されたものである。



府 面 要 計 表

昭和五年比 別 日 時 出 府 手 又 ハ 面 長

（附録様式第三）

表 號 表 内 第 二 枚 以 上 用 記 号 示 之

調査年度 (昭和五年)	調査区域 (市街地)	世帯		人口		性別		年齢		合計	
		世帯数	人口	男	女	男	女	合計	男	女	合計
昭和五年	市街地	世帯数	人口	男	女	男	女	合計	男	女	合計
		世帯数	人口	男	女	男	女	合計	男	女	合計
<p>昭和五年比 別 日 時 出 府 手 又 ハ 面 長</p> <p>（附録様式第二）</p>											

特別米面買計表

昭和五年

（附録様式第四）

調査年度 (昭和五年)	調査区域 (市街地)	世帯		人口		性別		年齢		合計	
		世帯数	人口	男	女	男	女	合計	男	女	合計
昭和五年	市街地	世帯数	人口	男	女	男	女	合計	男	女	合計
		世帯数	人口	男	女	男	女	合計	男	女	合計

國勢調査員心得 (昭和五年三月二十二日 訓令第十三號)

國勢調査員心得左ノ通定ム

第一章 總則

第一條 國勢調査員ハ府尹又ハ面長ノ指揮監督ヲ承ケ調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

準備調査

一 申告書用紙ノ配付

二 申告書ノ蒐集及檢査

三 申告書ノ整理及調査書類ノ提出

四 以上ノ附帶事務

第二條 國勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際徴章ヲ佩用スルシ

第三條 國勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際國勢調査員必携及照査表ヲ携帶スルシ

第四條 國勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問スルベカラズ

第五條 國勢調査員ハ職務執行中知得シタル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スベカラズ

第六條 國勢調査員ハ擔當調査區ト隣接調査區ト間ニ重複ハ、隙漏又ハ所屬不明ノ地域ヲ引越スルヲ禁ズ

第七條 國勢調査員ハ職務執行ニ便スル爲メ豫メ區内巡回ノ順序ヲ定メ置キ準備調査ヲ申出書用紙配付

第八條 國勢調査員ハ申告書及照査表提出後ニ於テモ府尹又ハ面長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレバ

第九條 本令中府尹又ハ面長ノ行ハ職務ノ通知事ノ直接管掌スル水面ニ在リテ通知事要領ヲ行ハズ

第十條 國勢調査員ハ府尹又ハ面長ノ定メタル期間内ニ準備調査ノシテ左ノ事務ヲ行フベシ

一 各住居ニ就キ世帯ノ數ヲ調査シ各世帯ニ世帯番號札ヲ貼附シ

二 世帯所在地ノ町洞里名及地番號ヲ調査スルコト

三 世帯番號ニ在リテ其ノ種類及名稱ヲ調査スルコト

四 世帯番號ニ在リテ其ノ世帯番號ノ天

五 各世帯ノ人員概數ヲ調査スルコト



世帯員不在ノ爲第壹項ノ調査ヲ爲ス可能ナザレトキハ重テ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シテ調査  
スルニ付世帯員ノ不在ハ調査ノ要ナシトス

第十四條 世帯番號札ヲ貼付スル場合ニ於テ左ノ點ニ注意スルコトヲ要ス

一 普通ノ家屋ヲ勿論社寺、學校、工場、倉庫、物置等ノ建物、舟筏其ノ他ノ掛小屋、葎簀張、天  
幕、土幕等臨時ノ設備ト雖其ノ内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ悉ク世帯番號札ヲ貼付スルコト

二 二種ノ家屋内ニ數箇ノ世帯アルトキハ世帯毎ニ世帯番號札ヲ貼付シ數棟又ハ母屋及附屬建物  
等上階ノ世帯アルトキハ其ノ主ナル住居ニ世帯番號札ヲ貼付スルコトニ依リテ世帯員ノ不在ハ

三 舟筏ハ十月半日以後迄繋留スルキ見込アルモノニ限り世帯番號札ヲ貼付スルコト

第十三條 國勢調査員ニ世帯三就キ第十條ノ調査ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ照査表(附録様式)  
第二欄乃至第五欄ニ記入スルコトヲ要ス

前項ノ記入ヲ爲スニ付能ハズ再調査ヲ要スルモノアルトキハ備考欄ニ「要再調査」ト記入シ置キ重テ  
巡回シ調査ノ結果ヲ當該欄ニ記入シタル上備考欄「要再調査」ノ文字ヲ抹消スベシ

準備調査後照査表記入ノ事項ニ異動又ハ誤謬ノ形迹ヲ知リタルトキハ其ノ都度訂正加除ノ旨ヲ  
普通家屋以外ノ住居ノ種類其ノ他必要ト認メタル事項ニ依リテ備考欄ニ記入スベシ

第十三條 國勢調査員準備調査ヲ終リタルトキハ府尹又ハ市長ノ定メタル期限迄照査表ヲ府尹又ハ

面長ニ提示シテ其ノ検査ヲ受クベシ其ノ検査ノ結果又ハ其ノ増加減ノ他ノ重要ニ關スル事項  
第十四條 前條ノ検査ノ結果不備ノ點ヲ見出シタルトキハ府尹又ハ市長ヨリ照査表記入ノ訂正加除又ハ再調査  
ヲ命ゼラルベシ

第十五條 申請書用紙ノ照査表記入ノ世帯ニ配付スル紙枚數ハ百分ノ五ニ加テ豫備ヲ加テ府尹又ハ市長  
ヨリ交付スルベシ

第十六條 國勢調査員ニ申請書用紙ノ配付前ニ於テ調査区内ノ世帯數又ハ其ノ人員ニ異動アリタル爲  
用紙不足ナルトキハ市長ヨリ追加ノ申請書用紙ヲ配付スルコトヲ要ス

第十七條 國勢調査員ニ申請書用紙又ハ面長ニ照査表ヲ提示シ其ノ補給ヲ受クベシ

申請書用紙又ハ面長ニ照査表ヲ提示シ其ノ補給ヲ受クベシ

第十八條 各世帯ニ配付スル申請書用紙ノ數ニ現在員十人以内ノ世帯ハ二枚トシ十人以上ノ世帯ハ三枚トシ  
三枚ヲ加ヘ但シ必要ト認メタルトキハ見込枚數ヲ配付スルコトヲ得ル

第十九條 國勢調査員ニ申請書用紙配付前豫メ照査表ニ依リテ指定ノ箇所ニ町洞里名、地番號及世帯





四八

三、用紙交付更替申告書を作成せしむる文書自ら浄寫スルコト下但シ浄寫ノ場合ニ於テ未ダ申告書指定  
 箇所ニ國勢調査員ノ氏名又ハ姓名ヲ記入シ原書左上部ニ浄寫済ニ附記シ保存スベシ

四、合一通三枚以上ノ申告書ニ其ノ枚數及號數ヲ指定ノ箇所ニ記入スルコト

第三十八條 國勢調査員指當調査区内ノ申告書ヲ蒐集ス終リタルトキハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ検査  
 訂正ヲ要スルモツルコトキハ前條第三號ニ準ジ訂正タル後左ノ手續ヲ爲スルコトキハ申告書  
 一、申告書記入ノ男女別人員ヲ計ヘ日本人ニ在リテハ内地人、朝鮮人、其ノ他ニ區別シ外國人ニ在  
 田外ニ在リテハ其ノ他ニ區別シ世帯人員欄ニ之ヲ記入スルコトキハ但シ普通三枚以上ノ申告書ニ付  
 二、申告書最初ノ用紙ニ之ヲ記入スルコトキハ世帯人員ノ數又ハ申告書番號ノ數ヲ檢算スルコトキハ  
 三、申告書ニ記入ノ申告書枚數ヲ照査表第七欄ニ記入スルコトキハ申告書番號ノ數ニ同ニ申告書ノ  
 第四十申告書世帯人員欄ノ記入ニ依リ照査表第八欄ノ記入ヲ爲スコトキハ同ニ同ニ同ニ同ニ同ニ  
 五、照査表第五欄、第七欄、第八欄ノ各合計ヲ算出記入シ檢算スルコトキハ但シ一通二枚以上ナルトキ  
 三枚毎ニ小計ヲ記入シ最終ノ用紙ニ合計ヲ算出記入スベシ

六 國勢調査員申告書ヲ浄寫シタルトキハ照査表備考欄ニ「浄寫」ト記入スルコト

第二十九條 國勢調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ照査表ト各申告書トヲ對照シテ符合スルヤ否ヤ  
 ヲ検査スベシ

第三十條 國勢調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ申告書指定ノ箇所ニ捺印スベシ

第三十一條 國勢調査員申告書ヲ蒐集ス終リタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ府尹又ハ面長ニ報告スベシ

第五章 申告書ノ整理及調査書類ノ提出

第三十二條 國勢調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ照査表ヲ作成シ照査表及照査表寫本指定ノ箇  
 所ニ日附ヲ記入シ捺印スベシ

第三十三條 國勢調査員ハ申告書ヲ其ノ通シ番號順ニ重ネテ一括シ照査表及照査表寫本共ニ府尹又ハ  
 面長ノ定メタル期限迄ニ之ヲ府尹又ハ面長ニ提出スベシ

淨寫済ノ原書ハ別ニ一括シテ前項ノ書類ト共ニ之ヲ府尹又ハ面長ニ提出スベシ

世帯番號其ノ次ニ  
 國勢調査員ノ氏名  
 氏名  
 氏名









(輸入限)

Table with multiple columns and rows detailing immigration statistics. The columns include categories like '普通世帯' (General Household) and '特別世帯' (Special Household), and rows include various sub-categories and counts. The table is organized into several sections, likely representing different types of immigration or administrative divisions.

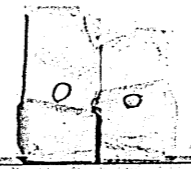
申告書記入心得

- 一、申告書記入は、申告書に記入した事項と一致するものであること。
二、申告書記入は、申告書に記入した事項と一致するものであること。
三、申告書記入は、申告書に記入した事項と一致するものであること。
四、申告書記入は、申告書に記入した事項と一致するものであること。
五、申告書記入は、申告書に記入した事項と一致するものであること。
六、申告書記入は、申告書に記入した事項と一致するものであること。
七、申告書記入は、申告書に記入した事項と一致するものであること。
八、申告書記入は、申告書に記入した事項と一致するものであること。









九、世帯主等ノ其ノ種類及名稱ヲ記入スルコトヲモテ、  
 一、調査區番號、道府郡區面名ハ府尹又ハ面長之ヲ記入スルモノトス。  
 二、世帯人員欄ハ申告書ノ蒐集ヲ終リタル後精査ノ上記入スルモノトス。  
 三、申告書通過番號ハ申告書蒐集後照査表ニ依リ記入スルコト。  
 四、申告書三枚以上ニ互カキテ蒐集シ際何枚内第幾號第幾號、第三號以如ク記入スルコト。  
 五、世帯主不在ノ場合ハ、申告書上之ニ代ルベキ者ヲ  
 申告書ニ記入セザルベシ者ハ左記(イ)～(ロ)ニ該當スル者トシ之ニ該當セザル者ハ假令家族タリト雖  
 モ一切記入セザルコトヲモテ、  
 (イ) 調査時期即チ九月三十日ヨリ十月十日ニ移ル夜半ニ世帯内に現在シタル者  
 ハ家族ゾアルト否トヲ問ハズ各々調査事項ヲ漏レナク記入スルコトヲ從ヒテ調査ノ時期前ニ生レタル  
 三者及世帯主入カタル者ノ調査ノ時期後ニ死亡シタル者及世帯主去リタル者ハ之ヲ記入シ、調査ノ時期  
 二前死亡シタル者及世帯主去リタル者ノ調査ノ時期後ニ生レタル者及世帯主入リタル者ハ之ヲ記入セ  
 一ザルコトヲモテ、  
 (ロ) 十月二日午前零時ニ偶々屋外ニ在リ又ハ夜業、夜勤、宿直等ノ爲世帯ナキ場所ニ在ルモ十月二  
 日中ニ自分ノ世帯ニ歸ルベキ者ハ其ノ世帯ニ現在シタルモノトシテ記入スルコトヲモテ、

例ニ次テ之ヲ當面、  
 一、散歩買物、訪問等ハ爲屋外ニテ調査ノ時期ヲ經過シタル者ニ該當スルモノトシ、  
 二、巡査員、監視員、郵便集配人、汽車、電車、又ハ自動車ノ車掌、運轉手、線日、露店又ハ夜店ノ商人、飛  
 脚、使丁、車夫、馬丁、擔軍、漁夫等ニシテ夜間屋外ニ於ケル職務、營業ノ爲調査ノ時期ヲ經過シタル者  
 居殘、夜勤、徹夜等ノ爲世帯ナキ官公署、會社、事務所、工場、店舗、詰所、番所、見張所、劇場、  
 俱樂部等ニ在リシ者  
 (イ) 十月二日午前零時ニ汽車、電車、世帯ナキ舟筏又ハ陸路ノ旅行中ニシテ旅店其ノ他ノ世帯ニ宿泊  
 セザルコトヲ豫メ明カル者ハ最後ニ出發セシ世帯ニ現在シタルモノトシテ記入シ、又豫メ明カラザル  
 者ハ十月二日午前八時迄ニ始メテ到着セシ世帯ニ現在シタル者トシテ記入スルコトヲモテ、  
 (ロ) 申告書各欄ノ記入方法  
 一、氏名又ハ姓名  
 二、世帯主ノ氏名又ハ姓名ハ左ノ順序ニ依リ記入スルコト  
 三、普通世帯ニ在リテハ世帯主ヲ初筆ニ次ニ配偶者ヲ記入シ、家族ニ付テハ世帯主トノ續柄ヲ成ルベク  
 左記親等表ノ番號順ニ依リ記入シ、夫婦ハ列ベテ記入スルコト  
 四、左記親等表ノ番號順ニ依リ記入スルコト  
 五、雇人、來客等ハ其ノ次ニ記入スルコト









實物業單獨  
京城醫院看護婦  
洋服裁縫業裁斷工

二 工業ナルハシカ粉ハシキ記入ヲ爲サズ製造業、販賣業ノ何レナルカラ明ニ區分シ記入スル

コト但シ製造販賣兼テ兼スルモノハ主タルモノニ依リ例ヘバ自己ノ販賣店ヲ有シテ自己製品ノ大部分ヲ販賣スルモノハ販賣品ノ内若干ヲ自製又ハ加工スルニ過ギザルモノハ販賣ヲ主トスルモノトシ米屋靴屋肉屋菓子屋下駄屋等ノ大部分ハ販賣ヲ主トスルモノノ例トス

三 官公署労働務ナルモノハ其ノ官職名及所屬官公署部局課係名ヲ左記ノ如ク記入スルコト  
休職官吏ハ在別段ハ其ノ官名ヲ記入スルコト

朝鮮總督府事務官内務局地方課勤務

朝鮮總督府技手内務局土木課裡里土木出張所勤務

朝鮮總督府遞信技師遞信局工務課勤務

朝鮮總督府遞信書記西大門郵便局長

京城中央電話局電話事務員

釜山郵便局技土工事課試驗係勤務

朝鮮總督府鐵道局書記經理課會計係主任

八 鐵道局驛手京城驛勤務ノ宗職ニシテ出番注文ハ勤ノ宗務ノ辯證ハ手廻ク答ク銀業トハ銀

朝鮮總督府鐵道局技手清津保線區區長

朝鮮總督府郡屬廳水郡財務係主任

休職朝鮮總督府郡守

四 陸海軍軍人ニ在リテハ現役ノ者ニ限リ其ノ官職名ヲ記入スルコト

五 此事業主ニ非ズシテ傳給ノ手當當貨銀其ノ他ノ報酬ヲ得テ勤務スル者ハ其ノ職名及營業又ハ事業ノ種類目的ヲ明ニ示サズ細目ヲ稱呼ヲ記入シテ生産品加工原料品又ハ採取物品ヲ指示スル事業ト

營業又ハ事業主以上ノ部局ニ分テ居ルトキハ自己ノ屬スル部局及課係名ト其ノ種類、目的トヲ左記ノ如ク記入スルコト

漢城銀行大邱支店預金係行員

十 金銭貸付業管水合名會社貸付係書記

管内外土地株式會社金融部調査係事務員

十 川高陽運輸株式會社薪炭委託販賣部外交員

六 染料製造業鮮滿染料工業株式會社小使

六 自己の職業が他人に使用される者ハ其ノ職業上ノ地位ヲ「雇主」トシ雇入ヲ家事上ノミニ使  
 用スル場合ハ雇主トシ其ノ地位ヲ「子女」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 ヲ傳フ者其ノ職業上ノ地位ヲ「左記」トシ左記ノ如ク記入スルコト  
 一 兼業小賣商雇主トシ其ノ地位ヲ「兼業小賣商」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 洋傘製業業主トシ其ノ地位ヲ「洋傘製業」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 式船大工職雇主トシ其ノ地位ヲ「式船大工」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 賣藥小賣商業主トシ其ノ地位ヲ「賣藥小賣商」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 七 雇入ニ雇入レ又雇入ヲ使用セザル家族ノ手傳ヲ傳フ者其ノ職業上ノ  
 正地位ヲ「單獨」トシ左記ノ如ク記入スルコト  
 四 植木職單獨トシ其ノ地位ヲ「植木職」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 表具師單獨トシ其ノ地位ヲ「表具師」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 巾着製造業單獨トシ其ノ地位ヲ「巾着製造業」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 魚行商單獨トシ其ノ地位ヲ「魚行商」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 八 妻の子女に父母其他の家族ニシテ世帯主又ハ他ノ家族ノ職業ヲ繼續的ニ手傳フ者ノ職業上ノ地  
 位ハ「手傳」トシ左記ノ如ク記入スルコト

干草小賣商手傳トシ其ノ地位ヲ「干草小賣商」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 代小作米手傳トシ其ノ地位ヲ「代小作米」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 十八 菓子小賣商手傳トシ其ノ地位ヲ「菓子小賣商」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 旅人宿手傳トシ其ノ地位ヲ「旅人宿」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 思當鋪手傳トシ其ノ地位ヲ「思當鋪」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 入靴鞋都賣業手傳トシ其ノ地位ヲ「入靴鞋都賣業」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 十二 時的ニ世帯主又ハ他ノ家族ノ職業ヲ補助シ其ノ地位ヲ「補助」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 九六 農作ニ從事スル者其ノ自作小作ノ別ヲ左記ノ如ク附記スルコト  
 主自作米作雇主トシ其ノ地位ヲ「主自作米作雇主」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 夫小作米手傳トシ其ノ地位ヲ「夫小作米手傳」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 十五 自作兼小作米作女附主トシ其ノ地位ヲ「自作兼小作米作女附主」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 十八 家事ノ用務ヲ爲シ使召ル者其ノ地位ヲ「家事ノ用務」トシ其ノ他ノ家族ノ繼續的手傳ヲ受ケテ自己ノ職業  
 十種類ヲ記入スルコト  
 十六 季節ヲ追テ職業ヲ變更スル者其ノ調査ノ時ニ從事セル職業及職業上ノ地位ヲ記入スルコト  
 十三 調査ノ時ニ休業中ノ者最近其ノ職業及職業上ノ地位ヲ記入スルコト

七〇

士三日毎日又隨時ニ雇主ノ變テ所謂日傭労働者ニシテ職業ヲ定メ居ル者ハ其ノ職業及職業上ノ地位ヲ記共ニ他ノ者ニ日傭ト記入スルコトトシテ、如シテ其ノ職業及職業上ノ地位ハ其ノ職業及職業上ノ地位ニテ記入スルコトトシテ、左官、植木職等ニハ單獨ニテ營業ヲ爲スモノト親方ニ使用サルナル者ハ其ノ親方ヨリ給料ヲ受テ働ク者ハ其ノ親方ノ職人又ハ徒弟トシテ「本業及本業上ノ地位」欄ニ、其ノ十五自從事スル職業方三種以上アル者ハ主ナルモノヲ本業トシテ「本業及本業上ノ地位」欄ニ、其ノ次ニ主ナルモノヲ副業トシテ「副業及副業上ノ地位」欄ニ記入スルコト

主ナル職業ハ主トシテ一身ヲ委ネルモノヲ謂ヒ其ノ區別ヲ爲シ難キトキハ收入ノ多キモノヲ謂フ

十六兼舊職業ヲ止メ新職業ニ從事セシガ爲メ準備中ノ職業ヲ記入スルコトトシテ、十七親事ヲ從事スル職業ハ片手間ニ當テ所謂内職アルトキ之ヲ「副業及副業上ノ地位」欄ニ記入スルコトトシテ、

原則ニ該項副業ヲ記入セル場合ニハ本業ノ記入アルモノナレドモ例外トシテ本業ノ記入ナクシテ副業欄ニ記入スルコトハ此ノ内職ノ場合トス

十八莫職業方其ノ恩給、年金、地代、小作料、家賃、公債利子、預金利子、配當金等ノ如キ收入ニヨリ生計ヲ立ツル者ハ其ノ種類ヲ「恩給」、「年金」、「地代」、「小作料」、「家賃」、「公債利子」、「預金利子」等ニ配當金等ト記入スルコトトス

七二

一 退職前事務後備軍人等ニシテ恩給ニ依リ生計ヲ立ツル者ハ單當「恩給」欄ニ記入スルコトトシ、

二 十九職業者ノ公私團體ノ救助ニ依リ生活スル者ハ其ノ旨ヲ「親族ノ知人等ノ扶助ニ依ルモノ」ハ「扶助」ト記入スルコトトシ、

三 二十調査規則の普通學スル者ハ何大學學生、何學校生徒、何書堂學童ト左記ノ如ク記入スルコト病

四 氣災ノ事故ヲ爲調査ノ當時偶々缺席シテ居ル者ハ亦同シトス

三 四月份以降全通學セシ事蹟ヲ有スル下雖通學者トモテモ夜間學校ニ通學スル者ニ

五 多岐職業アル者ハ其ノ職業ヲハ職業ナキ者ハ「學生」、「生徒」等ト記入スルコトトシ、

一 東京帝國大學醫學部學生

二 東京女子高等普通學校生徒

三 鹿城公立農業補習學校生徒

四 鹿城公立普通學校兒童部學生

五 釜山公立普通學校兒童部學生

六 釜山公立普通學校兒童部學生

七 釜山公立普通學校兒童部學生

八 釜山公立普通學校兒童部學生

九 釜山公立普通學校兒童部學生

十 釜山公立普通學校兒童部學生

十一 釜山公立普通學校兒童部學生

十二 釜山公立普通學校兒童部學生

十三 釜山公立普通學校兒童部學生

十四 釜山公立普通學校兒童部學生

十五 釜山公立普通學校兒童部學生

十六 釜山公立普通學校兒童部學生

十七 釜山公立普通學校兒童部學生

十八 釜山公立普通學校兒童部學生

十九 釜山公立普通學校兒童部學生

二十 釜山公立普通學校兒童部學生

二十一 釜山公立普通學校兒童部學生

二十二 釜山公立普通學校兒童部學生

二十三 釜山公立普通學校兒童部學生

二十四 釜山公立普通學校兒童部學生

二十五 釜山公立普通學校兒童部學生

二十六 釜山公立普通學校兒童部學生

二十七 釜山公立普通學校兒童部學生

二十八 釜山公立普通學校兒童部學生

二十九 釜山公立普通學校兒童部學生

三十 釜山公立普通學校兒童部學生

三十一 釜山公立普通學校兒童部學生

三十二 釜山公立普通學校兒童部學生

三十三 釜山公立普通學校兒童部學生

三十四 釜山公立普通學校兒童部學生

三十五 釜山公立普通學校兒童部學生

三十六 釜山公立普通學校兒童部學生

三十七 釜山公立普通學校兒童部學生

三十八 釜山公立普通學校兒童部學生

三十九 釜山公立普通學校兒童部學生

四十 釜山公立普通學校兒童部學生

四十一 釜山公立普通學校兒童部學生

四十二 釜山公立普通學校兒童部學生

四十三 釜山公立普通學校兒童部學生

四十四 釜山公立普通學校兒童部學生

四十五 釜山公立普通學校兒童部學生

四十六 釜山公立普通學校兒童部學生

四十七 釜山公立普通學校兒童部學生

四十八 釜山公立普通學校兒童部學生

四十九 釜山公立普通學校兒童部學生

五十 釜山公立普通學校兒童部學生

- 一 内地ニ於テ誕生シタル者ハ其ノ道府縣名ヲ記入スルコト
- 二 朝鮮籍ヲ生シタル者(道府縣名ヲ記入スル位)ハ「朝鮮」トシ
- 三 臺灣公權本南洋南洋ニ於テ誕生シタル者ハ「臺灣」トシ「南洋」トシ記入スルコト
- 四 外國ニ於テ誕生シタル者ハ其ノ國名及地方名ヲ記入スルコト
- 五 航海中或船舶内ニ於テ誕生シタル者ハ「水址」トシ記入スルコト
- 六 内地ニ於テ本籍ヲ改テ道府縣名ヲ記入スルコト
- 七 朝鮮公權本籍ヲ改テ道府縣名ヲ記入スルコト
- 八 臺灣公權本籍ヲ改テ道府縣名ヲ記入スルコト
- 九 外國公權本籍ヲ改テ道府縣名ヲ記入スルコト
- 十 航海中或船舶内ニ於テ本籍ヲ改テ道府縣名ヲ記入スルコト
- 十一 航海中或船舶内ニ於テ本籍ヲ改テ道府縣名ヲ記入スルコト
- 十二 航海中或船舶内ニ於テ本籍ヲ改テ道府縣名ヲ記入スルコト
- 十三 航海中或船舶内ニ於テ本籍ヲ改テ道府縣名ヲ記入スルコト
- 十四 航海中或船舶内ニ於テ本籍ヲ改テ道府縣名ヲ記入スルコト
- 十五 航海中或船舶内ニ於テ本籍ヲ改テ道府縣名ヲ記入スルコト

三 國勢調査員報告書検査手續

一 報告書検査員ハ報告書ヲ検査シテ其ノ正確ナル否ヲ判断スルコトニ任ズ

二 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

三 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

四 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

五 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

六 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

七 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

八 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

九 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

十 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

十一 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

十二 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

十三 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

十四 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ

十五 報告書検査員ハ報告書ニ於テ記載セラルル事項ハ其ノ事實ニ依リテ検査スルコトニ任ズ



一 少場合ニ主人不在時、申告書ヲ添付シテ検査スル旨ト開示シ、且、各該申告書ニ對シテ、世帯主不在  
 二 世帯申告書ヲ添付シテ検査スル旨ト開示シ、且、各該申告書ニ對シテ、世帯主不在  
 三 世帯申告書ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ照査表第三欄ノ記載ト對照スルコト  
 四 世帯申告書ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ照査表第五欄記載ノ人  
 三員概數ト對照シ、檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書ニ對シテ、世帯主不在  
 五 配偶ノ關係ニ未定ノ有無、死別又ハ離婚ノ附記入シタルヤ否ヤヲ檢査スルコト  
 六 職業ニ農業ニ屬スルモノニシテ、自作ノ自作、自作兼小作ノ區別ヲ附記セザル者、ナキヤ否ヤヲ檢  
 申査スル旨ト開示シ、且、各該申告書ニ對シテ、世帯主不在  
 七 國勢調査員ノ申告書ヲ正確時期ニ之ヲ爲擔當調査區内ノ申告書ヲ全部蒐集シ、左記各號ニ依リ更ニ  
 檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書ニ對シテ、世帯主不在  
 八 世帯申告書ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スルコト  
 九 世帯申告書ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スルコト  
 十 世帯申告書ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スルコト  
 十一 世帯申告書ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スルコト  
 十二 世帯申告書ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スルコト

七四

四三 出生年月日、世帯ニ於テ地位ト對照シ、親子、兄弟等及間ニ於テ年齢以不適合ガナキヤ否ヤ  
 之ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書ニ對シテ、世帯主不在  
 四四 配偶ノ關係ニ未定ノ有無、死別又ハ離婚ノ附記入シタルヤ否ヤヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 四五 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 四六 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 四七 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 四八 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 四九 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 五〇 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 五一 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 五二 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 五三 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 五四 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 五五 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 五六 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 五七 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 五八 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 五九 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 六〇 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 六一 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 六二 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 六三 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 六四 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 六五 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 六六 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 六七 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 六八 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 六九 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 七〇 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 七一 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 七二 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 七三 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 七四 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書  
 七五 職業ニ對シテ、初筆者ノ順次ニ之ヲ點檢シ、重複或ハ誤謬ノ有無ヲ檢査スル旨ト開示シ、且、各該申告書

七五



七六

- 四 第七欄「申告書枚数」を記入し、枚数に第八欄世帯人員を対照し、検査スルコト
- 一 申告書枚数に「世帯」人申告書枚数を検査スルコト
- 二 「世帯」氏名及び姓名が初筆ヨリ順次ニ之ヲ點檢シ重複、脱漏又ハ誤謬ノ有無ヲ検査スルコト
- 三 「世帯」於テ多シク地位、姓名及ハ世帯對照シ尙家族、雇人及來客ノ別ヲ混同シタル者ヲ注意シテ之ヲ検査スルコト
- 四 「出生」年月日ハ世帯ニ於ケル地位ト對照シ親子兄弟等ノ間ニ於テ年齢ノ不釣合ガナキヤ否ヤ
- 五 「雇人」職業ト對照シ職業雇人外家事雇人トモ區別正確ナルヤ否ヤヲ検査スルコト
- 六 「男女」別ハ氏名及ハ世帯於テ地位ト對照シ檢査スルコト
- 七 「職業」ノ記入ハ其ノ種類性質ヲ明示シテ之ヲ檢査スルコト
- 八 「配屬」ノ關係ハ未嘗有シ死別又ハ離別ト記入シテ之ヲ檢査スルコト
- 九 「職」ノ記入ハ其ノ種類性質ヲ明示シテ之ヲ檢査スルコト
- 十 「稱」ハ社會社員、職工等如キ略稱ヲ記入シテ之ヲ檢査スルコト
- 十一 「別」ハ出生年月日ト對照シ不相應ノ者ナキヤ否ヤヲ檢査スルコト
- 十二 「農業」ニ屬スル職業ハ自作、小作、自作兼小作ト區別ヲ附記セザル者ハ大キヤ否ヤヲ檢査スルコト
- 十三 「三」ハ世帯人員及ハ世帯人員ト對照シ檢査スルコト
- 十四 「四」ハ世帯人員及ハ世帯人員ト對照シ檢査スルコト
- 十五 「五」ハ世帯人員及ハ世帯人員ト對照シ檢査スルコト
- 十六 「六」ハ世帯人員及ハ世帯人員ト對照シ檢査スルコト
- 十七 「七」ハ世帯人員及ハ世帯人員ト對照シ檢査スルコト
- 十八 「八」ハ世帯人員及ハ世帯人員ト對照シ檢査スルコト
- 十九 「九」ハ世帯人員及ハ世帯人員ト對照シ檢査スルコト
- 二十 「十」ハ世帯人員及ハ世帯人員ト對照シ檢査スルコト

七 出生地ハ内地、海外、朝鮮ニ於テ誕生シタル者ハ道府縣名ヲ、朝鮮ニ於テ誕生シタル者ハ道府郡島面名ヲ  
 其外他外地ニ於テ誕生シタル者ハ臺灣、樺太、南洋又ハ其ノ國名並ニ地方名ヲ記入シアルヤ否ヤ  
 検査スルコト

- 一 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 二 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 三 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 四 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 五 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 六 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 七 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 八 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 九 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 十 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 十一 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 十二 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 十三 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 十四 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 十五 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 十六 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 十七 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 十八 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 十九 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト
- 二十 検査表各欄ノ記載ト検査表寫ノ相當欄ト對照スルコト

七九

何種調査書  
郡島  
八〇

第三條 郡守又ハ島司ハ面長ヨリ調査書類ヲ收受シテ左ノ順序ニ依リ検査スベシ

一 一面要計表ヨリ申告書面括弧別對照スルコト

二 二面要計表檢照表ト對照スルコト

三 三照在表及世帯人員ヲ檢算スルコト

四 四面要計表ノ申告通數及世帯人員ヲ檢算スルコト

五 五郡島要計表ト對照スルコト

第六條 道知事ハ郡守又ハ島司ヨリ調査書類ヲ收受シテ左ノ順序ニ依リ検査スベシ

一 郡島要計表ト對照スルコト

二 一面要計表ト對照スルコト

三 二面要計表ト對照スルコト

四 三照在表ト對照スルコト

五 四照在表ト對照スルコト

六 五照在表ト對照スルコト

七 六照在表ト對照スルコト

八 七照在表ト對照スルコト

九 八照在表ト對照スルコト

十 九照在表ト對照スルコト

十一 十照在表ト對照スルコト

十二 十一照在表ト對照スルコト

十三 十二照在表ト對照スルコト

十四 十三照在表ト對照スルコト

十五 十四照在表ト對照スルコト

十六 十五照在表ト對照スルコト

十七 十六照在表ト對照スルコト

十八 十七照在表ト對照スルコト

十九 十八照在表ト對照スルコト

二十 十九照在表ト對照スルコト

二十一 二十照在表ト對照スルコト

二十二 二十一照在表ト對照スルコト

二十三 二十二照在表ト對照スルコト

二十四 二十三照在表ト對照スルコト

二十五 二十四照在表ト對照スルコト

二十六 二十五照在表ト對照スルコト

二十七 二十六照在表ト對照スルコト

二十八 二十七照在表ト對照スルコト

二十九 二十八照在表ト對照スルコト

三十 二十九照在表ト對照スルコト

三十一 三十照在表ト對照スルコト

三十二 三十一照在表ト對照スルコト

三十三 三十二照在表ト對照スルコト

三十四 三十三照在表ト對照スルコト

三十五 三十四照在表ト對照スルコト

三十六 三十五照在表ト對照スルコト

三十七 三十六照在表ト對照スルコト

三十八 三十七照在表ト對照スルコト

三十九 三十八照在表ト對照スルコト

昭和五年度朝鮮國勢調査申告書ノ様式

昭和五年 月 日









國勢調査地方事務一覽表

Table with columns for months (昭和五年, 四月, 五月, 六月, 七月, 八月, 九月, 十月, 十一月, 十二月) and rows for administrative levels (昭五年, 道, 郡, 島, 府, 面, 國勢調査員). Each cell contains detailed administrative reports and dates.

Family record table for '近藤のぶ' (Nakatani Nobu), listing family members (妻, 長男, 次男, etc.), their birth dates, and occupations.

年號及年齢早見表

六十歲	五十歲	四十歲	三十歲	二十歲	十歲	數年	支	帝	國	朝	年	支	帝	國	朝	年
庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子
大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	大正十六年	大正十七年	大正十八年	大正十九年	大正二十年	大正二十一年	大正二十二年	大正二十三年	大正二十四年	大正二十五年
1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑
明治四十七年	明治四十八年	明治四十九年	明治五十年	明治五十一年	明治五十二年	明治五十三年	明治五十四年	明治五十五年	明治五十六年	明治五十七年	明治五十八年	明治五十九年	明治六十年	明治六十一年	明治六十二年	明治六十三年
1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930

島田	櫻	市	園
○三月十日 ○三月十日	○三月十日 ○三月十日	○三月十日 ○三月十日	○三月十日 ○三月十日
○三月十日 ○三月十日	○三月十日 ○三月十日	○三月十日 ○三月十日	○三月十日 ○三月十日
○三月十日 ○三月十日	○三月十日 ○三月十日	○三月十日 ○三月十日	○三月十日 ○三月十日



四十七歲	甲申	明治十年	開國九年	光緒十年	一八八四	六十一歲	辛未	明治四年	開國六年	同治十年	一八七三
四十八歲	癸未	明治十年	開國九年	光緒十年	一八八三	六十二歲	庚午	明治三年	開國七年	同治九年	一八七二
四十九歲	壬午	明治十年	開國九年	光緒十年	一八八二	六十三歲	己巳	明治二年	開國八年	同治八年	一八七一
五十歲	辛巳	明治十年	開國九年	光緒十年	一八八一	六十四歲	戊辰	明治元年	開國九年	同治七年	一八七〇
五十一歲	庚辰	明治十年	開國九年	光緒十年	一八八〇	六十五歲	丁卯	慶應三年	開國十年	同治六年	一八六九
五十二歲	己卯	明治十年	開國九年	光緒十年	一八七九	六十六歲	丙寅	慶應二年	開國十一年	同治五年	一八六八
五十三歲	戊寅	明治十年	開國九年	光緒十年	一八七八	六十七歲	乙丑	慶應元年	開國十二年	同治四年	一八六七
五十四歲	丁丑	明治十年	開國九年	光緒十年	一八七七	六十八歲	甲子	元治元年	開國十三年	同治三年	一八六六
五十五歲	丙子	明治十年	開國九年	光緒十年	一八七六	六十九歲	癸亥	文久三年	開國十四年	同治二年	一八六五
五十六歲	乙亥	明治十年	開國九年	光緒十年	一八七五	七十歲	壬戌	文久二年	開國十五年	同治元年	一八六四
五十七歲	甲戌	明治十年	開國九年	光緒十年	一八七四	七十一歲	辛酉	文久元年	開國十六年	同治元年	一八六三
五十八歲	癸酉	明治十年	開國九年	光緒十年	一八七三	七十二歲	庚申	萬延元年	開國十七年	同治元年	一八六二
五十九歲	壬申	明治十年	開國九年	光緒十年	一八七二	七十三歲	己未	安政六年	開國十八年	同治元年	一八六一

數八年	壬支	帝國	朝鮮	支那	西紀	數八年	壬支	帝國	朝鮮	支那	西紀
二十三歲	戊申	明治二年	隆熙二年	光緒三年	一八〇八	三十五歲	丙申	明治五年	建陽元年	光緒六年	一八八〇
二十四歲	丁未	明治四年	隆熙四年	光緒五年	一八〇七	三十六歲	乙未	明治七年	開國五年	光緒八年	一八八二
二十五歲	丙午	明治五年	光武十年	光緒六年	一八〇六	三十七歲	甲午	明治九年	開國七年	光緒十年	一八八四
二十六歲	乙巳	明治六年	光武十二年	光緒七年	一八〇五	三十八歲	癸巳	明治十年	開國八年	光緒十一年	一八八五
二十七歲	甲辰	明治七年	光武十四年	光緒八年	一八〇四	三十九歲	壬辰	明治十二年	開國十年	光緒十三年	一八八七
二十八歲	癸卯	明治八年	光武十六年	光緒九年	一八〇三	四十歲	辛卯	明治十四年	開國十二年	光緒十五年	一八八九
二十九歲	壬寅	明治九年	光武十八年	光緒十年	一八〇二	四十一歲	庚寅	明治十六年	開國十四年	光緒十七年	一八九一
三十歲	辛丑	明治十年	光武二十年	光緒十一年	一八〇一	四十二歲	己丑	明治十八年	開國十六年	光緒十九年	一八九三
三十一歲	庚子	明治十年	光武二十二年	光緒十二年	一八〇〇	四十三歲	戊子	明治二十年	開國十八年	光緒二十一年	一八九五
三十二歲	己亥	明治十年	光武二十四年	光緒十三年	一八九九	四十四歲	丁亥	明治二十二年	開國二十年	光緒二十三年	一八九七
三十三歲	戊戌	明治十年	光武二十六年	光緒十四年	一八九八	四十五歲	丙戌	明治二十四年	開國二十二年	光緒二十五年	一八九九
三十四歲	丁酉	明治十年	光武二十八年	光緒十五年	一八九七	四十六歲	乙酉	明治二十六年	開國二十四年	光緒二十七年	一九〇一

百八歲	百七歲	百六歲	百五歲	百四歲	百三歲	百二歲	百一歲	百歲	九十九歲	九十八歲	九十七歲
癸未	甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳	甲午
文政六年	文政七年	文政八年	文政九年	文政十年	文政十一年	文政十二年	天保元年	天保二年	天保三年	天保四年	天保五年
開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年
道光三年	道光四年	道光五年	道光六年	道光七年	道光八年	道光九年	道光十年	道光十一年	道光十二年	道光十三年	道光十四年
一八二二	一八二三	一八二四	一八二五	一八二六	一八二七	一八二八	一八二九	一八三〇	一八三一	一八三二	一八三三
百二十歲	百十九歲	百十八歲	百十七歲	百十六歲	百十五歲	百十四歲	百十三歲	百十二歲	百十一歲	百十歲	百九歲
辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午
文化八年	文化九年	文化十年	文化十一年	文化十二年	文化十三年	文化十四年	文政元年	文政二年	文政三年	文政四年	文政五年
開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年	開國四三年
嘉慶十年	嘉慶十一年	嘉慶十二年	嘉慶十三年	嘉慶十四年	嘉慶十五年	嘉慶十六年	嘉慶十七年	嘉慶十八年	嘉慶十九年	嘉慶二十年	嘉慶二十一年
一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一

百八歲	百七歲	百六歲	百五歲	百四歲	百三歲	百二歲	百一歲	百歲	九十九歲	九十八歲	九十七歲
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午
弘化四年	嘉永元年	嘉永二年	嘉永三年	嘉永四年	嘉永五年	嘉永六年	嘉永七年	嘉永八年	嘉永九年	嘉永十年	嘉永十一年
開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年
道光七年	道光八年	道光九年	道光十年	道光十一年	道光十二年	道光十三年	道光十四年	道光十五年	道光十六年	道光十七年	道光十八年
一八四七	一八四八	一八四九	一八五〇	一八五一	一八五二	一八五三	一八五四	一八五五	一八五六	一八五七	一八五八
百十四歲	百十三歲	百十二歲	百十一歲	百十歲	百九歲	百八歲	百七歲	百六歲	百五歲	百四歲	百三歲
乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳	丙午
天保六年	天保七年	天保八年	天保九年	天保十年	天保十一年	天保十二年	天保十三年	天保十四年	天保十五年	天保十六年	天保十七年
開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年	開國四五年
道光十五年	道光十六年	道光十七年	道光十八年	道光十九年	道光二十年	道光二十一年	道光二十二年	道光二十三年	道光二十四年	道光二十五年	道光二十六年
一八三五	一八三六	一八三七	一八三八	一八三九	一八四〇	一八四一	一八四二	一八四三	一八四四	一八四五	一八四六